

第2回西和賀町議会定例会

令和5年6月15日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇順に従い質問を許します。

最初に、登壇順5番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。一般質問2日目、どうぞよろしくお願いいたします。では、早速質問のほうに入ります。

まず、子育て環境の充実について質問します。

議長 普本さん、マイクをちょっと自分の前のほうに近づけてください。

3番 子育て環境の充実について質問します。
この間の町民の皆さんとの対話の中で、少子

化を心配する声が多数聞かれています。若い方からも、お年寄りからも、少子化を心配する声がたくさん寄せられています。

そこで、(1)の質問です。町には出産施設がありません。この町で安心して子供を産むためには、出産施設はないけれども、こういう支援があります。町ではこういう支援をしますということが必要だと思います。

このたび県で補助金要綱が策定されることになった妊産婦健診時の交通費助成についてです。県の支援内容はどのようなものになっていますか。また、町としては取り組む予定であるのか、お聞かせください。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの妊産婦健診時の交通費助成の検討状況につきましては、担当課長から答弁します。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。

妊産婦健診時の交通費助成の検討状況についてお答えします。

岩手県の妊産婦アクセス支援事業費補助金制度の改正を受けまして、健康福祉課のほうでは交通費等の助成事業に取り組む予定で、現在県の補助金交付要綱及び事業の実施要領の内容や他市町村の実施状況の動向を確認しつつ、町で実施するための助成内容や要綱を検討しております。また、実施案を作成後は、関係課などと予算協議を進めたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 ありがとうございます。では、どのような交通機関でとか金額ということは、まだ決ま

っていないということですね。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 詳細については、今検討段階というところですので、まだ決まっていない状況です。

議長 普本歌織君。

3番 現在町で妊娠し、この町で産むということを決めた場合は、北上市、盛岡市、横手市といった遠隔地に通院するしかありません。こういった補助金制度は大変助かると思います。ぜひ制度化していただいて、妊産婦さんやご家族が安心して赤ちゃんを育てられるよう支えていただきたいと思います。

まだ検討段階だとは思いますが、横手市となると県外になると思います。県外の助成についても検討されていますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 横手市などの県境を越える医療機関の助成の対象についてお答えします。

岩手県の実施要領では、県境に居住する妊産婦の場合は、身体的な状況や移動距離などの理由により、市町村が県外の医療機関に通院することが適当と認めた場合は、県外の医療機関への通院なども助成の対象にすることができるとあります。県内の県境に位置する他市町村の実施状況を参考にしながら検討を進めますが、これまでの西和賀町の通院や分娩状況を踏まえまして、横手市に関しましては助成対象地域にするべきと現在捉えております。

議長 普本歌織君。

3番 ぜひそのように実現していただきたいと思います。検討をよろしく願いいたします。

次に、妊娠された方、出産された方の心身の健康のためには、町が産婦人科ないし助産師と連携し、必要なケアを行うことが不可欠であると考えます。現在町では、産婦人科医または助産師との連携について、どのように取り組んでいるかお聞かせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 産婦人科医や助産師との連携についてお答えします。

産婦人科医とは、妊産婦の健康診査を依頼しております。健診の結果について報告をいただいております。その際、訪問などの必要なケースについても報告をいただいておりますので、保健師や助産師が訪問するなど連携をしております。

また、医療機関の助産師からは、産後の状況について、特にケアが必要な場合、連絡をいただいております。産後ケアの一環としまして、経験豊富な北上市在宅の助産師に依頼をしまして、新生児や乳児訪問に保健師と同行して訪問をしていただいたり、社会福祉協議会が行っている子育てサロンの講師をお願いしたりするなど、協力をいただいている状況です。

議長 普本歌織君。

3番 実は町内の出産後間もない方とお話しする機会がありました。その方は、赤ちゃんの1か月訪問で助産師さんの訪問があり、赤ちゃんの様子だけではなく、ご自身の体の戻りですか、授乳の状態なども見ていただけて、とても助かった、安心したというふうにおっしゃっていました。出産は赤ちゃんだけではなく、母体にとっても大仕事であり、出産後のケアに保健師さんに加え、助産師さんが加わってもらうことで、お母さんやご家族の方に大きな安心感を持っていただけるものと思います。これからも継続していただきたいと思います。

町立病院である西和賀さわうち病院に助産師を配置する考えはありませんか。検討しているとしたら、その結果をお知らせください。

議長 病院事務長。

病院事務長 おはようございます。ただいまの質問に対してお答えいたします。

先ほど健康福祉課長が答弁いたしましたとおり、町では助産師が関係する事業は他市から派遣をいただき対応している状態でありまして、沢内病院での助産師の常時配置については、現

在検討はしていない状況であります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 近隣市との連携も含め、町内の妊産婦さんが安心して子育てでき、赤ちゃんが健やかに育つことができるような対策をこれからも検討していただけるようお願いいたします。

次です。子育て世代からの要求が多く、以前から町でも検討が行われている子育て支援センターについて伺います。厚生労働省が各市町村へ設置を求めている、こども家庭センターというのはどのようなものですか。また、今後町として設置を検討するのならば、こども家庭センターということになるのでしょうか、お知らせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 こども家庭センターについてお答えします。

こども家庭センターは、令和4年に可決成立をしました児童福祉法等の一部を改正する法律により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡大を図るため、市町村が令和6年4月1日の法律施行日に合わせて、設置に努めることとされる機関です。平成28年の改正母子保健法に基づき設置が求められておりました子育て世代包括支援センターと、同じく平成28年の改正児童福祉法に基づき整備に努めることとされた子ども家庭総合支援拠点の両方の機能を併せ持つものです。

業務としましては、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援などを行うとともに、支援を要する子供や妊産婦などへの支援計画、サポートプランというものを作成するほか、保育所などと連携して、さらなる支援の充実強化を図ることとされております。

現在町では、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点とともに設置をしておらず、国の方向に沿っていくなれば、新たに設置する形態は、こども家庭センターになるもの

と考えております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、こども家庭センターの町での設置に向けた検討状況は、どのようになっているかお知らせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 設置に向けた検討状況についてお答えします。

町では、こども家庭センターの設置について検討を進めておりますが、設置に係る詳細がまだ国から示されていないような状況です。今後国のほうからガイドラインというものが示されるというようなお話もありますし、それから職員の配置だとかというところもその辺りで詳細が届くこととなっておりますので、そのような情報を収集しながら、今現在は内部検討を行っているというような状況になってございます。

議長 普本歌織君。

3番 子育て世代の方たちと話をすると、今までの子育て支援センターを設置してほしいという声が多く聞かれます。昨年度、2月に子育て世代の方たちと話し合いをする機会があったのですが、そのときにも複数の方から、土日に安心して子供を遊ばせられる場所が欲しいですとか、子育てについて気軽に相談できる場所が欲しいという声が出されておりました。このような声も十分検討していただいて、設置に向けて検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次です。町の子育て政策に関わって、第2期子ども・子育て支援計画が来年度、令和6年度で終了することに伴って、今年度は第3期計画に向けて課題を洗い出し、町民のニーズを調査する年になっていると伺っております。子育て政策は、少子化の改善に当たり、相当重要なものになると考えます。町民のニーズ把握は、いつ、どのように行うのか、お知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。子ども・子育て

支援事業計画のニーズ調査についてお答えいたします。

ニーズ調査の調査項目につきましては、子育て世代の方々の家庭状況や、今利用している子育て支援サービスの内容、今後利用したいサービス、現状のサービスへの満足度などになりますけれども、国や県の子育て支援計画にも役立てることから、各市町村共通でお聞きする項目は、国から示されることになっております。示される時期はまだ分かりませんが、前回のニーズ調査の状況を踏まえると、今年度後半になると思われまます。ですので、ニーズ調査自体は、令和6年1月前後になると見込んでおります。

調査対象は、就学前児童の保護者、小学生の保護者、妊産婦を予定しており、就学前児童、小学生の保護者へは、保育所、小学校を通じての配布回収、妊産婦への調査ですが、そちらは郵送での調査を予定しているところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 主な方法は、アンケート調査ということによろしいですか。

議長 学務課長。

学務課長 アンケート調査になります。

議長 普本歌織君。

3番 アンケート調査は、自分の考えを落ち着いてまとめて表すという点ではすごくいい方法だと思うのですが、生の声と申しますか、対話形式で意見を収集するというようなことはお考えではないですか。

議長 学務課長。

学務課長 アンケート調査の中でも、ご自身の考えを書く部分はありますので、そういった部分で意見を聴取していきたいと思ひますし、あと策定に当たっては、来年度になりますけれども、委員会のほうで各代表の方々、世代とか、保育所とか、そういった方々に入っていただきますので、そういった部分の意見を吸い上げていきたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 子育てに関わる方、興味を持っている方、それから町民の皆さんの声が幅広く反映されるものになるようお願いいたします。

次です。保育所、保育園の保育料に関してです。町では、現段階でも第3子以降は無償、国基準では免除にならない3から5歳児の副食費、給食費を全額補助するなど、県内でも進んだ取組をしています。

今年度から県では、ゼロ、1、2歳児の保育料補助に取り組むとしています。この件での支援内容をお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 県で取り組む第2子以降の保育料無償化についてお答えいたします。

県では、いわて子育て応援保育料無償化事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減し、希望する子供数を実現できる環境を整備することを目的として、市町村が第2子以降で3歳未満児の保育料の無償化を行う場合に要する経費の2分の1を補助する単独事業を今年度から実施しております。

西和賀町においても、この県事業の補助を受け、第2子以降で3歳未満児の保育料無償化を行うこととし、今定例会の一般会計補正予算において、歳入の保育料減額の予算計上をさせていただいております。現時点での該当者は7人、金額で91万5,000円の保育料減免を見込んでいます。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 保育料の軽減がされることは、大変喜ばしいことだと思います。しかし、1歳児、2歳児の第1子だけはかかります。この機会に無償にしようという論議はありませんでしたか。

議長 学務課長。

学務課長 今ご質問あったとおり、保育料が減免になっていないのは3歳未満児の第1子のみということになります。現時点の、今年度の場合

での人数になりますけれども、対象となるのは10人、そして金額的には133万円ということになるかと思えます。この部分の方々は、保育料をまず納めていただくという形になっております。この方々の部分につきましてですけれども、今後の定住対策の部分、子育て支援、そういった部分の中で検討する課題になると考えているところですので、まず今後その部分も含めて検討していきたいと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 ぜひ検討していただきたいと思えます。

この県の事業を受けて、県内12市町村が第1子から所得制限なしの保育料無償化に踏み切っています。保育料軽減を先取りしてきた西和賀町ですから、取り組まない理由はないと思えます。ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

県の取組の中で、在宅の保育についてはいかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 在宅育児支援金についてお答えいたします。

県では、いわて子育て在宅育児支援金給付事業として、市町村が在宅育児世帯に対し、在宅育児に係る支援金を給付する場合に要する経費の2分の1を補助する単独事業を今年度から実施しております。先ほどの保育料無償化事業と同じく第2子以降が対象で、生後8週間を超え、満3歳未満の児童で、保育所等を利用せず、在宅で育児を行っている世帯へ月額1万円を支給する内容となっております。

西和賀町では、基本、保育所、保育園に預けての子育て支援を考えておりますが、家庭状況により在宅育児を選択する家庭もあることを踏まえ、この支援金支給に当たっての交付要綱等の整備を行い、9月議会に対応できるよう取り組んでいきたいと考えております。

その年によって対象世帯は変動すると思えますが、現時点で見込まれる世帯は1から2世帯

となっております。

議長 普本歌織君。

3番 町では、ゼロ歳児保育をしている施設がありません。そこまでは家庭で保育するしかないという状況もあります。今お話にあったように、ぜひ検討と実現を進めていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に進みます。国保税の子供の均等割についてです。子供の均等割は、子供の数が増えれば増えるほど税の負担が増すものです。令和4年11月、これを減免してほしいとの旨、町民の附属する大衆団体、新日本婦人の会沢内支部、湯田支部から請願が出され、12月議会において採択されたことと承しております。しかし、子供の均等割はまだ減免されていません。その後の検討の経過を教えてください。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。それでは、お答えします。

令和5年3月定例会において答弁させていただいたとおり、国からの通知で国民健康保険制度の趣旨であります負担と給付の公平性から、加入者全てに応分の負担を求める必要があるため、特定の年代に限定した減免は適切ではないということ踏まえ、国民健康保険税の賦課方式について、4方式から3方式、資産割を廃止しまして、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の合算額、これに変更するとともに、被保険者均等割を改定したところでございます。

昨年12月に採択された請願書を踏まえ、十分に検討し、国の制度の中で、最大限こういう形でお応えしたところでございます。

議長 普本歌織君。

3番 国の制度ではありますが、国保自体が協会けんぽのおよそ2倍の保険料を支払わなければならないというものです。国の制度といっても、全国の皆さんが苦勞しているものです。国がやらないのであれば、地方が何とかしようということで、県内では宮古市と陸前高田市が18歳

までのお子さんの子供の均等割の免除をしています。宮古市は、ふるさと納税の寄附金を財源として免除しています。自治体の決断というところも大きいかと考えます。

西和賀町はどうかというと、国保の基金、いわゆるため込み金が、ほかの自治体から見てびっくりされるほどあります。この各市町村の基金を国保に加入している子供を含めた1人当たりで割ると、県平均で4万9,000円のところ、西和賀町は30万円もあります。こんな自治体はほかにはありません。ふるさと納税の寄附金を使うまでもありません。すぐに実現できるものです。このような状況で、なお子供の均等割は減らすこともできない、なくすこともできないという理由をお聞かせください。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 この件に関しては何度も、12月、3月議会で答弁させていただいております。先ほども申しあげました負担と給付の公平性、国民健康保険制度の趣旨です。この趣旨については、負担と給付の公平性、加入者全てに応分の負担を求める必要がある、特定の年代に限定した減免は適切ではない、そういった国からの通知がございます。これに反してやろうという町の考え方は、今のところはございません。国の制度の中で最大限、国保の制度を運用していくという考えでございます。

議長 普本歌織君。

3番 子供が増えれば増えるほど税金が増すというのが公平になるというところが、ちょっと納得ができないのですが、ぜひ今後も検討を続けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に行きます。移住、定住の促進について伺います。移住者向けのパンフレット「NISHIWAGA LIFE GUIDE BOOK」、このたび私たまたま役場の職員の方に頂いたのですが、内容がすごくよくてびっくりしました。移住してきた方の体験談が前半にはあって、後

半のほうで町の支援メニューが本当に分かりやすく載っているというもので、私も2021年にこちらにUターンしてきているのですが、そのときにこんなのがあったら欲しかったなと思うような内容でした。しかも、手に取ってみたいくなるようなデザインで、すごくいいなと思っています。こちらは2019年度版とあります。

このパンフレットをどのように活用されたかについて伺いたいと思います。配布範囲、印刷部数などをお知らせください。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

お尋ねのガイドブックにつきまして、ただいま議員から大変過分なお褒めの言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

このガイドブックでございますが、平成30年度予算で作成したものでありまして、2,500部作成しております。配布の範囲については、内容が主に移住者向けのものでありまして、全戸配布ということは行わず、両庁舎の窓口において転入の受付に来られた方にお配りしたほか、妊婦の届出に来られた方にも健康福祉課のほうでお配りしていたと聞いております。ただ、議員が転入の際に手元にお配りできなかった理由が、ちょっとそこまで把握しておりません、大変申し訳ございませんでした。

議長 普本歌織君。

3番 発行してから時間がたったからかななんて思っていたのですが、このような内容のいいものは、一度作ったら継続して、改訂しながら発行するなど、効果的に活用する必要があると思いますが、現在このような移住者向けの発行物が用意されているか。用意されているのであれば、どのように活用しているかお知らせください。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ガイドブックに関しましては、まだ残部がございます、今も窓口で配布、お渡ししておりますし、妊婦さんに

もお渡ししております。ただ、2019年度版ということで、若干古い情報もありますので、現在は、ちょっとこういう簡易版ですけれども、主に子育て関係の情報を掲載している定住支援ガイドというものを作って、転入者と、妊婦の届出に來られた方にお配りをしている状況でございます。

議長 普本歌織君。

3番 このような発行物について、全戸配布や役場の窓口にも、誰でも手に取れるようなところに置くなど、町民全体への周知についてはどのように考えていますか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

内容が、まずは移住してこられた方、それから子育てに関しての情報ということでございますので、少なくとも全戸配布までする必要はないのかなと思います。

窓口にも備え付けておくことは、検討したいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 移住、定住に関する情報は、移住を考えている人だけ、來た人だけということではなく、対象を区切ることなく、町を訪れる人が全員目にするような対策が必要なのではないかなと思います。

また、まずは町民全体に、町ではこのような支援をしているということを広く知ってもらい、身近な人が移住を考えているときに、西和賀ではこういう支援をしているよということの後押ししてもらえるようなことが必要なのではないかなと思います。今作成されているものが十分活用されることを期待します。

次の質問です。補聴器購入助成制度についてです。厚生労働省が定める認知症施策推進大綱において、難聴は認知症の危険因子の一つとして挙げられています。加齢性難聴は、早期にケアすることで、社会参加しやすくなる、コミュニケーションしやすくなるといった効果が期待

されています。

町では、軽度難聴者、特に加齢性難聴者への補聴器の購入助成は検討されていますでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 軽度難聴者への補聴器購入助成制度の検討状況についてお答えします。

西和賀町では、障害者の自立支援給付事業において、重度の難聴者への補聴器の購入費用の一部を助成しております。軽度者や中等度の難聴者が補聴器の購入した場合の助成制度については、現在のところありません。

健康福祉課では、軽度者や中等度の難聴者が補聴器を購入した際の助成事業について、現在他市町村の実施状況の動向を確認しつつ、町で実施する場合の助成内容や要綱について検討しております。

議長 普本歌織君。

3番 加齢性難聴者へのケアの必要性は高まっております。県内では、昨年9月より久慈市が、今年度より陸前高田市、釜石市で独自補助を行うことが決まっているようです。

今課長がおっしゃったように、西和賀町でもぜひ補助する方向で検討を進めていただきたいと思っています。耳が遠くなり始めることで、おしゃべりする場に出かけることがおっくうになるですとか、家族ともコミュニケーションが取りづらくなるという声が聞かれています。高齢者やご家族が安心して暮らせる環境づくりに努めていただくよう求めます。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結いたします。

ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時45分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋敏樹君の質問を許し

ます。

高橋敏樹君。

5番 議席番号5番、高橋敏樹です。初めての一般質問に臨むに当たり、極度の緊張とともに、大変光栄に思っております。

4月の選挙にて初当選し、これからの4年間、町議会議員として活動させていただける機会をいただきました。まずは、選挙に携わっていただいた関係者の方々や町民の皆様に、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、この町の一町民として、地域の発展と皆様の幸福を心から願っております。町民一人一人が明るく元気に暮らせるよう、皆様の関心事や課題に対して積極的に取り組み、よりよいまちづくりのために尽力してまいります。西和賀町の発展や課題解決についての考えを皆様と共有し、協力して進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、質問いたします。今回は、町民バスの運行について質問いたします。一部、昨日の高橋宏議員の質問と重複するところがございますが、ご了承ください。まず、町民バスについては、岩手県交通が撤退した後、町民の重要な交通手段として今担っております。その重要性は、とても認識しているところでございますし、その対応もとてもすばらしいものだと思っております。町民バスが運行開始から2年を経過しておりますけれども、この2年間の運行についての総括を伺いたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

町民バスの運行開始から2年間の運行についてでありますけれども、町では令和3年3月末をもって路線バスを運行していた民間バス事業

者が撤退をしたことから、同年4月以降は同じ路線を町民バスの運行でカバーしてきたところであります。その結果、町民バス全体の利用者数ですけれども、令和3年度は4万7,370人、令和4年度は4万9,129人と増加傾向にある一方で、おでかけバスに限ると、令和3年度は5,746人、令和4年度は5,038人と減少傾向にあります。

町では、住民、事業者、行政等関係者で構成する西和賀町地域公共交通活性化協議会において、町内の公共交通を安定的に維持するため、地域の実情に応じた公共交通のあり方を協議しながら取組を進めてきており、引き続き、持続可能な公共交通体系の構築を進めていくことにしているものでございます。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。増加傾向と減少傾向に分かれているということですが、続きまして各路線の乗車率といいますか、どれぐらいの利用者が実際にあるかというところをお聞きしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

町民バスの各路線の乗車率というお尋ねではございますが、分かりやすくするため、1便当たりの利用人数で答弁をさせていただきます。山伏線が9.2人、貝沢線が10.7人、沢内線10.3人、湯田おでかけバスが2.3人、沢内おでかけバスが4.5人となっております。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。この数字が多いのか少ないのかというのは、ちょっと今のところ計り知れないところでございますけれども、これからもそういった部分を調査しながら、役立てていただきたいというふうに思います。

続きまして、令和5年3月には、時刻表の改正も行われております。これはJR北上線のダイヤ改正に伴うものと認識しておりますけれども、そのほかに考慮した点がございませうか、お

聞きしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

3月の時刻表の改正についてでありますけれども、お見込みのとおり、まずはJR北上線のダイヤ改正に伴うものでございます。続いて、町民バスを最も多く利用する西和賀高校の生徒の登下校に対応するため、JR北上線との接続を考慮したものであります。また、利用者の利便性、これは駅周辺には待機場所がないということもありますので、待ち時間をできるだけ少なくしたいことなどを考慮して、あるいはバスが遅れた場合の接続、それから折り返し運行の間隔などを考慮して、接続時間を設定したところでございます。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。それにしても、JR北上線と乗り継ぎについて、横手方面との乗り継ぎが非常に不便でありまして、例えば町民バスが発した10分後ぐらいに横手からの便が到着するとか、そういった部分が見受けられましたので、そこに関して考慮したことはなかったのかということでお伺いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

JR北上線の横手方面との連絡についてでございますが、先ほども申し上げているとおり、町民バスを最も多く利用するのが西和賀高校の登下校でございまして、JR北上線を利用している生徒は、今年度54名おります。その内訳なのですが、北上方面が54名中53名です。横手方面は1名という状況になっております、今のところですが。こうした状況を踏まえて、先ほども申し上げているとおり、利用者の利便性であるとか、バスが遅れた場合の接続、折り返し運行の間隔なども考慮して、そのようなバスの運行時刻にしたところでございます。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。54名中の1名の

西和賀高校の生徒の場合、到着してから次の便が発するまで1時間半程度ありますけれども、その生徒の乗り継ぎについて現状把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

横手方面から西和賀高校へ通学している生徒さんへの対応についてでありますけれども、現在は教育委員会学務課と西和賀高校と連携して対応を行っております、登校時には湯川方面から来るスクールバスへ同乗することで西和賀高校まで登校しておりますし、下校時は町民バスを利用して駅まで来ている状況です。

ちなみに、例えば定期考査とか、試験期間とか、あるいは午前授業とかの場合、バスがどうしても接続、時間が合わないような場合は、西和賀高校の先生ですとか、あるいは学務課の職員がJRの時間に合わせて、間に合うように、その生徒さんを送り届けている状況でございます。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。1名といえども大切な生徒でありますので、そのような対応になったのかなというふうに思います。逆に言うと、環境を整えている手厚さは、この町ならではのというふうに思っております。これをまた続けていって、西和賀高校の生徒の拡大というか、増加に役立てていければ、我々としてもとてもうれしい限りでございます。ありがとうございます。

続きまして、夕方のほっとゆだ駅行きのバスに、今課長もおっしゃったとおり、多分試験期間とか、そういった特殊な事情のときだと思っておりますけれども、西和賀高校の生徒が多く乗車したことがあり、一般の方が乗車できなかったというお話をお伺いいたしました。本人から直接聞いたわけではありませんので、乗れなかったのか、それとも乗らなかったのか、バスの運転手に断られたのかとか、いろいろ臆測あるの

ですけれども、いずれ多いときは大変混雑しているという話を聞いております。そういったときに、一時的に大きなバスを運行するとか、そういった対策があるのかどうか。また、利用者からのご意見とか要望とか、そういったことが把握できていればお伺いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

西和賀高校の下校時の生徒の乗車数につきましては、年度初めに当課のほうで下校状況を調査させていただき、高校側と調整をして、学年ごとに乗車するバスを振り分けることで最適化を図っているところであります。

ご指摘のあった一般の方が乗車できなかったという件でございますが、今年度、通常の授業スケジュールでの年度初日の4月10日ですけれども、その日に当課の職員が下校状況調査を行っておりますけれども、もしかすれば、この際に起きていた可能性がございます。ただ、その翌日から先ほど申し上げたとおり、高校側とも調整を図って、下校時間を分散してもらっておりますので、そのようなことは起きていないものと認識をしているところであります。

なお、高校生の乗車数は、授業内容や部活動の有無などに影響されることから、毎月次の月のバス車両の配車について、高校のほうと当課で調整を行って対応しているところであります。

また、利用者から寄せられているご意見、ご要望等についてでありますけれども、運行遅延、バスが遅れたことに対する苦情をいただく場合もございますし、要望といたしましては、運行ルートの変更とか、運行の増便とか、あるいは車両のバリアフリー化などのご意見もいただいているところであります。

一方で、バスのフリー乗降や運転士の親切な対応のほか、忘れ物やバスマップの提供など、窓口対応については評価をいただいている点もございます。

以上です。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。本当に手厚い対応ということで、改めて皆様の尽力に感謝したいと思います。

今、乗客の皆様からの意見としてルートの増便だったり、変更というようなご意見も寄せられているというふうに伺いましたけれども、次の質問で、おでかけバスについて、旧湯田方面の便数は各地域へ週1便、それではちょっと少ないなというふうに感じるところでございます。また、旧沢内地区については、東側幹線の運行がないように見受けられておりますけれども、このようになった経緯を伺いたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

おでかけバスの便数と運行ルートについてでありますけれども、おでかけバスは、平成30年10月に、患者輸送バスを誰でも利用できる町民バスへ発展させることで、利便性の向上を図ったものでございます。

令和2年度まで各地区を曜日ごとに1日往復2便運行しておりましたが、利用状況を踏まえ、令和3年度より利用者が少ない午後2便目を減便して、午前2便、午後1便で運行している状況です。

現状でも午前2便目の利用者数が少ない状況にあることから、各方面の便数につきましては利用状況を見ながら、運行のあり方も含め検討していきたいと考えているところでございます。

なお、沢内おでかけバスの東側幹線でございますが、月曜日と水曜日に運行しております。

議長 高橋敏樹君。

5番 東側幹線につきましては、すみません、勉強不足で申し訳ございません。ありがとうございます。

昨日の高橋宏議員の質問の答弁の中にICTの活用でいろいろ需要に応じていきたい旨を答弁なさったと認識しておりますけれども、おでかけバスについては、確かにいろいろ便数

の設定とか苦慮されていることだと思います。ただ、1週間に1回という便数では、継続的に利用していこうという部分も、なかなか利用者としては難しい部分もあるのかなというふうに思います。

だからといって、いろいろ運行するための条件とか、そういった部分で縛りがあるでしょうから、すぐに増便するというのは難しいということも理解はできるのですけれども、将来に向けて、今公共交通機関がないこういった田舎とか、地方の公共交通機関の維持をどうするかという問題が取り沙汰されておりますけれども、ICTの活用等で予約しながら、うまく運行するシステムが構築されると、利用者の皆様にも当然ありがたいことですし、町としても効率よく運行できる体制が整うのではないかとこのように思います。そういった部分、ICTの活用等の考えをもう少しお聞かせいただければというふうに思います。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

利用者の利便性をいかに上げるかということは、公共交通に課せられている課題であります。一方で、いかにして費用を抑える中で利便性をどこまで確保できるかということが同時に求められていることでございます。

先ほども答弁を行っておりますけれども、今策定中であります地域公共交通計画の中でICT技術を使って複数の予約者の乗降場所、利用者が多ければそういった必要もないわけですが、その少ない利用者をいかに効率的に運ぶかということで、そういった複数の予約者の乗降場所を、ICT技術を使って最短で結ぶルートを自動で設定する、予約状況に応じて、そういったシステムを構築できないかどうかということを、この公共交通計画の中に盛り込んで検討を行っているところでございます。

まだ今の段階としては、本格的な技術を使ってということにはなりませんけれども、まずそ

ういったところから取組を進めていきたいと考えているところでございます。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。これから本当に免許返納とか高齢化、いろんな部分で交通難民といえますか、そういった方々が出てくるのが予測されておりますので、町としていろいろ検討した中で、一番いい形で進めていただければというふうに思います。

その中で、ICTの活用で予約システムが構築できるとすれば、本当に全国的に見てモデル地域にもなると思いますし、まさに町民が望んでいることとか、町民の利便性が上がって、町民の幸福につながるということですので、ぜひ検討から実現に向けての努力というふうに変わっていくことを願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で高橋敏樹君の質問を終結いたします。

ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時08分 休 憩

午前11時20分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2番 2番、真嶋です。初めての一般質問ということで、ちょっと緊張しております。ちょっとボリュームも多いので、前段なしで始めさせていただきます。

まず初めに、西和賀町まちづくり基本条例とその検証委員会について伺います。平成24年、西和賀町まちづくり基本条例施行と同時に、西和賀町まちづくり基本条例検証委員会条例が施行されています。これまで検証委員はどのように委嘱され、会議はどのように開かれてきたかお伺いします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当

課長から答弁します。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、西和賀町まちづくり基本条例についてでありますけれども、平成24年1月に施行され、まちづくりの基本原則や、町民、議会及び行政の役割、まちづくりの進め方などについて定めたものであります。

そして、お尋ねのまちづくり基本条例検証委員会ではありますが、基本条例の規定に基づいて置かれるもので、所掌事項としては基本条例が適正に運用されているかどうかの検証に関する事、基本条例の見直しに関する事の2項目とされております。

委員会の構成は、知識経験者と公募による者、合わせて10人以内とされており、平成24年5月には実際に委員の公募を実施しており、最終的には知識経験者8人と公募の委員2人の合わせて10人に委員の委嘱を行って委員会が発足しております。

会議の開催についてであります。平成24年10月に第1回目の会議が行われ、以降約2年間で延べ7回の会議が行われ、平成26年10月に町長に対して、西和賀町まちづくり基本条例の運用状況に関する検証結果報告書が提出されております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 今現在も、その委員の皆さんは在任されているということでしょうか。もし在任されているとすれば、委員の皆さんは自分が今現在も委員であるということを感じられているでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 先ほど申し上げた委員に関しては、任期がございませんので、今は委員はいない状況でございます。

議長 真嶋実君。

2番 検証委員会の条例で、たしか私は任期が

2年で更新、そして再任は妨げないということになっていると思いますけれども、特に新たに町のほうから就任の依頼というか、しなければ、自動更新にはならないということですか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 そのように認識しております。

議長 真嶋実君。

2番 検証委員会条例の第1条末文には、「置くことができる」ではなく、「置く」と記載されていると思いますけれども、この場合、これは町にとって常設の附属機関を設置することにはならないのですか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 現状としましては、まちづくり基本条例検証委員は委嘱を行っておりませんので、委員会もないということでございます。

議長 真嶋実君。

2番 分かりましたというか、ちょっと納得できないところもありますけれども、まずここは置いておきます。

この間、平成29年の行政改革審議会の会議録には、同審議会とまちづくり基本条例検証委員会の役割分担に触れており、またそのときに、そのときというか、2回の会議であったと思いますけれども、町は「基本条例検証委員会を定期的に開催し、運用状況等を検証する」と答えています。

一方で、令和2年3月の定例議会における刈田議員による条例の検証と見直しに関する質問に、町は「平成25年から26年まで検証委員会で検証作業を行った。条例制定から間もなかったため、検証する事項がないことで終了」と答えています。また、同じ質問に、「第2次総合計画後期基本計画の策定の段階において、検証委員会での議論、条例の見直しなどに取り組んでまいりたい」と答えておりますけれども、審議会が行われた平成29年から、刈田議員の質問、

令和2年までの間に、検証委員会は定期的開催されなかったということですか。

そして、第2次総合計画後期基本計画の策定に現在至っておりますけれども、現在までの取組状況をお答え願います。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、結果から申し上げますと、先ほど答弁申し上げた平成26年10月以降において、現在に至るまで検証委員会の委員の委嘱は行っておりませんので、したがって検証委員会も開催されておられません。

この理由についてであります。これは先ほどの平成26年の検証結果報告書にも記述がありましたが、まちづくり基本条例そのものは出来上がっても、住民参画と協働による町政運営を実現するためには、基本条例を運用するための具体的手法についてのルールづくりが必要であるとされておまして、このルールづくりがこの間思うように進まなかったことが背景要因としてはあったものと思っております。

ただ、検証委員会は行われてこなかったものの、まちづくり基本条例が施行されてからは、審議会等の委員を選任する際には、一般住民の方も参画できるように委員の公募を行うようにしておりますし、今回の総合計画後期基本計画の策定においても行っておりますが、住民の皆様のご意見を聞く懇談会の実施、また基本条例の規定に基づき、先般策定された後期計画については議会の議決を経るというプロセスを踏むなど、住民参画と協働によるまちづくりに向けた取組は着実に進んでいるものと認識をしているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 先ほどの質問にあった審議会への答弁、それから町議会への答弁に対して、その後の実行がなかったということと認識しますけれども、答弁に際しては、答えて終わりではなく、継続的で責任のある対応を求めたいと思います。

また、まちづくり基本条例は、住民参画と協働という高い理想を掲げています。住民参画と協働とは、行政職員と住民と一緒に、みんなでまちづくりをしていこうというものなのですが、どこかで目的が行政の効率化にすり替わってしまったのではないのでしょうか。これは、平成29年の先ほど挙げた行革審議会でも指摘されていることです。住民参画と協働という自治のあり方の根本原則が、単なる行政のコストカットの手法に置き換えられてしまうということは、とても危険なことだと考えますが、基本条例と検証委員会のあり方について、これからどうしていくか、町長から首長としての考えをお答え願います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

基本条例の精神をしっかりと理解し、推進してまいりたいと思います。

議長 真嶋実君。

2番 ということで、答えの後の実行についてよろしく願いいたします。

では、項目大きなところで2番、町の情報発信と町民との対話について。まず、西和賀町地域公共交通計画（仮称）素案に係り、パブリックコメントを実施していましたが、意見の提出件数は何件ありましたか、お答え願います。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

西和賀町地域公共交通計画（仮称）でありませんが、持続可能な地域公共交通体系の構築を目指して策定を行うものでありまして、地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割も果たすものでございます。

今般国土交通省東北運輸局をはじめとする専門的な機関や民間バス事業者、タクシー事業者、西和賀町観光協会など町内の関係団体等で構成する西和賀町地域公共交通活性化協議会においてご意見を伺った上で、その素案を取りまとめ、

去る5月15日から5月26日までの間、町民の皆様からのご意見をいただくパブリックコメントを実施したところでございます。

ご質問のパブリックコメントの件数についてでございますが、ゼロ件でありました。

議長 真嶋実君。

2番 それでは、これまで町で行ってきた各種計画策定において、町がパブリックコメントを募集した事業にはどんなものがあり、それぞれ意見の提出はどの程度ありましたか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

当課で担当していたものでは、直近では西和賀町総合計画後期基本計画の策定に際して行っておりますけれども、この際の件数もゼロ件でございました。

このほか、当課以外の他課で実施したのものも含め、過去3年間遡って調べたところでは、順不同になりますけれども、第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略、西和賀町国土強靱化地域計画、西和賀町過疎地域持続的発展計画、第4期西和賀町地域福祉計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画、第8期西和賀町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、西和賀町成年後見制度利用促進基本計画、これらの諸計画策定時にパブリックコメントを実施しておりますが、いずれもゼロ件となっております。

この間、唯一実際にパブリックコメントが寄せられたものが、令和3年度に策定されました第2次西和賀町観光振興計画でありまして、この際は2件のご意見をいただいております。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。今回のパブリックコメントについて、どのような周知方法を取りましたか。町の広報や告知端末放送などでの告知は行いましたか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

今回策定を進めている地域公共交通計画（仮称）に係るパブリックコメントにつきましては、町のホームページでのみ実施したところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 私は、町議会宛てでパブリックコメント募集の事務連絡を当局からいただいたということで、その確認のために町のホームページを閲覧しました。確かに町のホームページに今回のパブリックコメント募集の掲載はありましたが、町のホームページのトップの画面にある新着情報、お知らせ欄には、その記載がなく、すぐには見つけられませんでした。ホームページ内を検索機能で「パブリックコメント」と検索して、ようやく見つけられたのは、ホームの下の行政・しごと・産業というページ、そのさらに下の広報・広聴という非常に深い階層のところであって、事前に知っていて、ようやく見つけることができたという状況です。

もともとパブリックコメントが周知されていない町民が、このページを見つけることはかなり難しいことではないかと思いますが、いかがですか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

ご指摘のとおり、ホームページの中でも、いわゆるトップページへの掲載ではなく、何回かクリックしないとたどり着かないところへの掲載となつてございました。パブリックコメントを実施する趣旨からすれば、配慮が足りなかったものと反省をいたしております。

今後パブリックコメントを実施する場合は、方法や媒体も含めて、意見を出しやすくする工夫が必要であろうと認めているところであります。

議長 真嶋実君。

2番 町民からパブリックコメントの実際の意見をいただくという仕事は、非常に難しい仕事だと確かに思います。そこは理解しますけれど

も、まずこういうパブリックコメントが行われているということ自体を知ってもらうことが大切ではないかと思えます。せっかく議論を尽くしてつくり上げる町の計画を、完成品だけでなく、その工程から町民に知ってもらうということが大切なのだと考えますが、いかがですか。

そして、併せて今回のパブリックコメントについても、期間が終わると同時にホームページから消去されてしまっていたと思います。各種計画の途中経過を残すというのに抵抗があるかもしれませんが、町民参画という視点からすると、公に公開したものについては、きちんと後からでも確認できるような痕跡が残っていてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、議員がおっしゃるような趣旨に照らし合わせて、町民が意見を出しやすくするような工夫を凝らして今後実施していきたいと考えております。

後段のご提案につきましては、検討させていただきたいと思えます。

議長 真嶋実君。

2番 町の情報発信にとって、ホームページは有効な手段ですが、ホームページの管理体制について伺います。

当町ホームページには、各ページに更新日という表記がありますけれども、そのほとんどが2020年5月8日となっていて更新されていないようです。場合によっては、記事内容の更新に合わせて日付が新しくなったページもありますけれども、先ほど話したように階層というのがある、トップページから次の段が大きいいろいろな分類になっていますけれども、そのページのところでは、全てが2020年の5月でストップしております。この際、ホームページの管理運用体制について、見直しが必要ではないで

すか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

町のホームページの更新日の表示についてのご指摘は事実でございます。これは、現在のシステムの運用上、改善がなかなか難しいところでありまして、少し技術的なこととお話ししますと、日付の表示があるページそのものの改変を加えないと、この日付が更新されない仕様になっているようでございます。これが閲覧者に誤解を与えることになるのではないかとという議員のご指摘かと思われまので、予算的な問題も出てくるかもしれませんが、可能な範囲で適切に見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 業者さんとか、いろいろ兼ね合いもあるかと思えます。

もう一点指摘しますと、イベント情報お知らせというカレンダー形式のページもありますけれども、一切記載がございません。ホームページのフォーマットの定型と、その運用がかけ離れて、実際運用されているのではないかなと思えますけれども、場合によってはばっさり切ってしまうとか、きちんと対応していただきたいと思えます。

では、次に移ります。町総合計画の基本構想審議会では委員を公募したが、応募がないまま審議が進められたと、昨年12月開催の町政懇談会でお伺いしましたけれども、事実ですか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

本年3月に策定いたしました後期基本計画については、町の基本構想審議会においてご審議をいただきながら策定作業を行ったものでありますが、この基本構想審議会の委員構成は、知識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の役職員、その他町長が必要と認める者のうちから町長が任命するとされております。この最後の

その他町長が必要と認める者として、公募による委員を充てようとしたところでありましたけれども、あいにく応募者が現れなかったため、公募委員なしで審議が行われたということは、そのとおりでございます。

ただし、西和賀町基本構想審議会条例では、委員の公募が義務づけられているわけではなく、先ほども答弁申し上げたまちづくり基本条例の理念、趣旨に沿った形で住民参画の機会を確保すべく、委員の公募を行ったところでありましたけれども、結果的に応募者が現れなかったということでございます。

議長 真嶋実君。

2番 他の審議会や委員会等でも、公募に対して応募がないということは多いのでしょうか。もしそうであれば、その原因と対策について考えたことはあるのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

審議会につきましては、この基本構想審議会以外の審議会というのは、ちょっと私今把握するところではないというふうに認識をしております。審議会以外でも委員を公募しているものも、ちょっとその辺、はっきり把握はしておりません。二、三あるようでございますけれども、ちょっとそちらの状況を今のところ把握しておりません。申し訳ございません。

議長 真嶋実君。

2番 関連質問でありますけれども、事前通告に入っていなかった項目ですので、内容について後ほど精査して、もし同様に委員の応募がないという傾向が見られるのであれば、やはりまちづくり基本条例の基本にのっとって、どのような対策が必要かを検討願いたいと思います。

今回公共交通計画、そして町の総合計画を例にして、町民にどのように情報を発信し、どう向き合うかについて質問させていただきました。

また、第1項のところ、基本条例とその検討委員会のところでも通底することではあります

けれども、町が最重要課題に向き合う際に、どのように情報を発信し、町民との対話をどう進めていくか、その姿勢を、できれば町長にお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

政策形成過程が、住民自治においてとても大切なことであると考えております。これまで議員からいろいろお話、ご議論をいただきましたことは、非常に大切なことであると感じております。

私は、一昨年の町長就任以来、地方公共交通計画、総合計画などのような今後の町政運営に関わる重要な計画などにつきましてはもちろんでありますけれども、日常的な課題、身近な悩みなど、日々の生活に関わる事項、場面におきまして、対話の姿勢で臨む努力をしております。しかしながら、まだ不足な点が多々あると思っております。より一層、今後努力してまいります。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。町長の私の理念の最初に、町民との対話が掲げられたと思います。今後の対応について、よろしく願います。

続いて、大きな項目に入りますけれども、ちょっとお昼が近くなってきましたので、ここで休憩をお願いできればと思います。

議長 真嶋実君の質問の途中ではありますが、この後の質問の時間も結構かかりそうですので、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

真嶋実議員の質問の途中ではありますが、午前中の質問の関係で、ふるさと振興課長より訂正がありますので、ここで発言を許します。

ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 午前中の普本歌織議員の一般質問に対する私の答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

移住者向けのガイドブック等について、全戸配布は行っていないと答弁申し上げておりましたが、2019年に発行したガイドブックにつきまして、その年の8月に全戸配布を行っていたしました。

私の確認不足で誤った答弁を行ってしまいました。答弁を訂正して、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

議長 午前中に引き続き、真嶋実君の質問を続けます。

真嶋実君。

2番 では引き続き、質問事項の大きな3番から入らせていただきます。

町内各地域づくり組織活動への町職員参画について伺います。年度末の3月には、町内各地域づくり組織、旧町村で協議会、地区協議会と呼ばれたり行政区と呼ばれたりしていると思えますけれども、総会が開催されたと思えますが、町職員の出席状況を伺います。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

例年町内では、多くの地域で3月に協議会や行政区の総会が行われており、従来から職員に対しては、総会出席にとどまらず、自分が所属している組織、団体等の活動に積極的に参加するように呼びかけを行ってきているところがあります。ただし、これは、いわゆる職務命令のような強制的なものではなく、あくまでも私的な立場での努力義務的なものであり、職員の自主性に委ねております。したがって、特段個々の出席状況まで把握を行っているものではないかと存じます。

議長 真嶋実君。

2番 自主的な参加を促しているということでしたけれども、町の公の対応としては、地域づくり組織の総会には集落支援員が対応するが、

集落支援員は6名しかいないので、できるだけ出席を求める地区については早めに申し出てほしいという内容での対応があったように思いますが、間違いありませんか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

ご質問の内容につきましては、本年2月に開催した行政連絡員会議での説明について触れているものと思えますが、集落支援員が担当地域に限らず、スケジュール調整などを行いながら、できる限り総会へ出席できるように対応したいとの趣旨で説明したものであったと把握しております。

議長 真嶋実君。

2番 最初の回答でもあったとおりですけれども、地域づくり組織の総会、各地域3月、かなり集中した形で一斉に開催されております。集落支援員だけで対応するというのは根本的に困難であり、職員を計画的に配置するべきではなかったかと考えますが、いかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

地区総会でのやり取りを知ることは、当該年度の地域づくり組織の活動がどうであったかなどを町として承知する上で有効と考えております。

町内に居住する職員は、当該地域づくり組織の総会に出席することが想定されること、町内に居住していない職員であれば、時間外勤務命令等による休日勤務の扱いとなることなどから、おっしゃるような対応は行ってこなかったところがございます。

議長 真嶋実君。

2番 さきに課長のほうからの答弁でもありましたけれども、町の職員は自治体行政職員であると同時に地域の住民であり、地域づくり組織の構成員でもありますので、自分事として地域づくり組織活動への参画を期待するところであります。

ですが、業務多忙という中、休日にボランティアを求めるといっても難しいところであり、町の業務として総会等への職員の出席を促すことも必要ではないかと考えます。

経費のこともありますが、例えばボランティア休暇というような仕組みも世の中にはあります。いろいろな方法を探る必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

町職員も、その地域に暮らす地域住民の一人として地域活動へ参画することは、社会生活を送る上では必要なことであります。しかしながら、役場職員の職務といたしまして、それを促すということにつきましては、先ほど課長からもありましたように、業務としてしまいますと、時間外手当等の支給あるいは勤務時間外の振替等、ボランティアなども含めまして、そういうような事柄が発生してまいります。こうした点から、職務上ということではなく、なぜ役場職員になろうとしたのか、あるいは就職時の思いを改めて各職員に思い起こしてほしいと私自身は思っております。

私の経験からになって恐縮でございますけれども、役場へ就職を希望し、一般職員として働いた経験からのことでございますが、私が就職試験を受けましたとき、現在は試験方法や受験者数も大分様相が変化してきておりますけれども、一概には言えないと思いますが、公務員は公務員向けの試験を受けます。受験勉強をしっかりしなければならぬという思いがあります。また、ふるさとの公務員になろう、地域社会の役に立つ人になろうという強い思いを持って、早くからそういう思いを持って当たることが大事であるというふうと考えております。

私といたしましては、各職員の有しているこうした力を引き出す役割を果たし、各職員が住民の皆様の期待に応えられるような職員である

よう努めてまいることが大事であるというふうと考えております。

議長 真嶋実君。

2番 期待だけではなかなか進まないという現実もあり、仕組みづくりが必要ではないかなと私は考えております。

加えて、町内に住民票を持たない職員がいるということも考えておりますけれども、自治活動に参加するホームグラウンドとして、特定地域に賛助会員として加入するなど、全ての職員が地域づくりの一員として帰属すること、その仕組みをつくるのが有意義ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

仕組みをつくるということと、職務命令とか、いろいろその辺は整理して考えなければいけないと思います。

先ほど期待だけではというお話でありましたが、昨年度の3月、今年度の3月ですけれども、ある集落のことですけれども、西和賀の地域のことを具体的に事例を通じて研修会を設けさせていただきました。それに基づきまして、今年度は、私との対話を通じながら職員の意識高揚を図ろうという研修プログラムを設定させていただいております。3月の研修におきましても、職員に対するアンケート調査、研修を受けての感想をワークシートにして、今まとめさせていただいております。そういう素材を通じながら、具体的地域課題をいま一度しっかり学んで、そして自分だったらどうするかというような点を、ポイントなどを絞りながら対話を進めて、意識高揚を図ってまいりたいというふうと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長 真嶋実君。

2番 まちづくりの参画と協働は、地域住民から行財政運営への参画と同時に、私たち議会と、それから執行部と、それぞれの自治活動への参画、3者が力を合わせることで成り立つもので

すので、地域づくり組織活動への町職員への積極的参画について、再度申し上げますが、仕組みづくりが必要ではないかと思えます。

加えて言うと、この何年かのうちに地域づくり組織については、行政区長の廃止、公民館の廃止ということで、大きな形の組替えが起きております。

あわせて言うと、集落支援センター支援員が配置されるということで私を感じているのは、どうも地域のことについて集落支援員任せになる傾向があるのではないかと。町職員自身が自らの足で出向くということが少なくなっているのではないかなということを感じておりますので、今の新しい仕組みの中で、そして先ほど言った賛助会員という仕組みも、行政から提案された自治会組織の規約の中にある仕組みでもございますので、そういうことを含めて、全職員がそれぞれの自分の帰属する地域ということをしっかり考え、地域のことを前向きに進めていくように要望いたします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 人口減少と少子高齢化が進む中で、各地域づくり組織は、議員おっしゃるように担い手不足や役員の成り手不足などの課題を抱えていることは事実でございます。

ただいまの議員からのご提案につきましては、一部の地域では既に行われている実態もありまして、こうした課題への対処方策の一つとして大いに有効であろうと考えております。この考えをさらに発展させ、役場職員以外の町出身者や、町に何らかの関わりを有している、いわゆる関係人口をなしている方々にも拡大をして、地域づくりの担い手やサポーターとして活動していただくことも期待できるのではないかと思います。

議長 真嶋実君。

2番 新たな広がりも期待するところですが、まず足元として役場全体としての前向きな取組

について、先ほど話したとおり、公務とボランティアの境目は非常に難しい問題をはらんでいますけれども、前向きに取組をお願いします。

続いて、次の項目に行ってもよろしいでしょうか。では、4の西和賀町教育振興基本計画の検証と次期計画についてお伺いします。本町の教育行政推進に関し、西和賀町教育振興基本計画が平成25年に策定され、令和4年度で目標の10か年を経過しましたが、この10か年をどのように検証し、その成果をどう評価しているか、お伺いいたします。

議長 教育長。

教育長 教育長の柿崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

今中学校のほうでは、部活動ということで、今度の土曜、日曜、中総体が行われます。北上の会場で行われますので、ぜひ皆さんにも応援をお願いしたいなと思えますし、また西和賀高校でも、昨日、おとといですが、大学入試に向かって公営塾ということですが、小論文の指導を、約25名の生徒が真剣なまなざしで授業をしているところを見学させていただきました。なお、皆様にも、今後このようなポスターを貼りますので、西和賀高校と一緒に盛り上げていただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大変長くなって申し訳ありませんが、真嶋議員の質問に対してお答えさせていただきます。西和賀町教育振興基本計画の検証と、その成果及び評価についてお答えしたいと思います。本基本計画は、4つの柱、1つは、生涯学習の推進と環境づくり、2つ目として、未来を担う子供たちの生きる力を育む学校教育、3つ目として、誰もが参加できる生涯学習スポーツの振興、4つ目として、地域の歴史や文化の継承と創造という、4つの柱の下、未来を開き、地域を愛する人を育てるまちづくりという基本目標を設定し、その実現に向けて10年間努力してきたところです。

ご質問の本基本計画の検証については、実は現在準備中の第2次西和賀町教育振興基本計画策定委員会の下で行うこととしておりますので、詳しくはそういう会議が終わった後に、またご報告できたらなというふうに思います。

ただ、毎年行われている社会教育委員会議や、各地区における地区教育振興会では、その都度成果と課題を明らかにし、活動計画を見直しているところです。また12月には、教育振興講演会を開催して、広く町民にも参加していただきまして、いろんな意見をいただきながら改善を図ってきているところです。もう少し時間をいただきながら、この10年間を振り返ってみたいと思いますけれども、町民大学講座や出前講座など、各講習会を開催して学びを深めたり、スポーツ等で汗を流し交流を図ったりして、学びと交流の機会を創出してきたところです。参加者からは、高齢者大学も含めて、おおむね好意的な評価をいただいているところです。

また、学校教育においては、GIGAスクール構想といいまして、コロナ禍になって特にでしたけれども、ICT機器の活用や、あとそれから被災地訪問とそこでの交流、また地元の人材やボランティアさんの協力を得ながら授業を行い、学習内容の理解を深め、地域を愛する教育を推進してきたところです。特に総合的な学習の時間を活用し、町内外の多くの方々と1年を通して交流も継続するなどし、小規模学校のよさを追求し、授業を展開してきました。

そして、コロナ禍でありましたけれども、文化創造の継承につきましては、銀河ホールを活動の拠点として、町の芸術文化協会と協力し、自主的な文化活動に取り組んだりして、その継承に力を入れてきたところです。

また、コロナ感染拡大の前までは地域演劇の開催や、ギンガク実行委員会が中心となった活動を行い、町民はもとより県内外の高校生や大学生を集めて、創作活動や交流も活発に行ったと聞いておるところです。

このような成果もありましたが、いずれコロナ禍の感染拡大の影響や、それから事業を牽引する人材不足で、やむを得ず休止してしまった企画や、人数を制限しての開催となってしまった活動も少なくありませんでした。このような現状を考慮し、今後検証を行い、さらなる町の教育振興を推進できるような計画立案、策定を行っていきたくと考えているところです。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 丁寧な説明、ありがとうございました。今現在この10か年を検証しているということですが、令和4年で実はその10年が終わっているということ、今現在は計画に切れ目ができてしまっている状況にあると思います。検討の委員会についても、まだこれからということですので、早急に計画を進めていただきたいと思います。

ということで、②の部分については、先ほど教育長さんが答えていただいたことと私のやり取りの中で、大きなところは回答いただいたかと思います。

この後続く質問というのは、今後の第2次の基本計画策定に際して、まだ委員会が開かれていないので、ここで述べるのは早いかもしれませんが、私なりに今感じていることで意見と質問をさせていただきたいと思います。

まず、少子化と家族の形の変化の中で、学校と地域を結ぶことがますます重要な課題となっています。岩手県がこれまで培ってきた教育振興運動と国が進めているコミュニティ・スクール、今現在は学校運営協議会という仕組みで動いていると思いますけれども、この2つがきちんと丁寧にすり合わせをして進めていった計画がこれから必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長 教育長。

教育長 ちょっと計画が遅れていることに対しては、大変申し訳ないなと思っております。ただ、

その部分をちょっと説明させていただきますと、昨年度、第2次の西和賀町総合計画基本構想の後期計画がなされたところで、やはり町の現状を把握した上で教育のあり方というのはいかにあるべきかということを考えるために、ちょっと間を置かせていただいた経緯もありますので、おおびといいますか、その理由をちょっとお話しさせていただきます。

それで、今議員さんからご質問いただいた教育振興運動とコミュニティ・スクールの機能を生かした計画づくりについて、ちょっとお話しさせていただきます。議員さんも学校運営協議会の一員でありますので、ご理解とご協力をいただいているところですが、現在行われているコミュニティ・スクールにつきましても、学校を進めたい教育の基本方針を校長先生が立てられますが、それを承認し、また運営や人事に対して委員さんたちが意見を述べるという、そういう機会があるのがコミュニティ・スクールの特徴でありますし、それ以下のことにつきましても、岩手県が今まで培ってきた教育振興運動そのものにほかなりません。学校と住民の方々が子供たちの教育について同じ目標を持ち、それぞれの立場でできるものはないのかということを行う可能性を広げる制度となっておりますので、大いに活用していかねばならないなというふうに思っております。

本町においてこの制度をより有効に活用するためには、子供たちが持つ目標や夢、または地域が目指す子供像をしっかりと共有できる場の確保がまず大事かと思っております。

また、地域の教育振興会にある実践班の活動と学校の学びが補完し合える、補い合える関係を築けることもまた大切です。そのために、先ほど議員さんもいろんな形でシステムというお話がありましたけれども、町民と学校、家庭、児童生徒の声が反映できる組織を見直し、配置している地域コーディネーターさんと連携を図りながら計画実践をし、議員のお話のあるよう

に丁寧なすり合わせができる運営を進めていかなければならないというふうに思っております。その協議会の中にも実践班の方々が常に入っていて状況を知りながら行動すると、そういう活動をできる組織づくりについても、改めて再確認させていただきたいなと思っております。

議長 真嶋実君。

2番 丁寧な説明、ありがとうございます。コミュニティ・スクールについては、地域との連携ということは教育振興と同じでありながら、やはり学校経営、運営というところが主眼になった組織なのかなと思います。

一方、教育振興運動は、岩手県でもう30年以上ですか、40年近く続いている運動ということで、私も現役のPTA世代から関わり、勉強させてもらっておりますが、ただ実態としてはかなり実践班というものが形だけになり、私自身も実践班の代表になるときは、当時は行政区長という名前の中の充て職のような形、全部の地域が充て職というわけではないのですが、なかなか実践班の実活動というものが、継続が難しくなっているのが実態ではないかなと思います。

加えて言うと、この間、教育長からもお話があったコロナということで、地域での教育の活動というのが制限され、特にPTAの構成員が非常に少なくなっていると。そういう中で、地域の地区PTAと実践班というのがこれからもっと密につながっていく新しい形をつくっていかねばならないのではないかなと思っておりますけれども、そのときに今現状で、行政からコーディネーターさん1人では、かなり荷が重いのではないかと。特に行政サイドからの情報がどう入っていくかということについては、コーディネーターさん1人では難しいし、加えて学校の副校長さんと生涯学習課の連携についてもちょっと疎になっているような感じがしておりますので、そのところ、これから新し

いポストコロナの形づくりについて、行政がさらに積極的に参加して新しい形をつくることに努めていただきたいと思います。

議長 柿崎教育長。

教育長 本当にそのとおりなところがありまして、この地域に限らず、PTAというのも実は全員参加でなく、任意組織で究極のボランティアと言われまして、参加したくなければしなくてもいい組織にはなっておりますが、多くの学校では学校を盛り上げたいということでPTAの方が入っています。

PTAの方々の若い年代の層と、それからずっと今まで町を支えてきて、歴史や文化を知っている高齢者の方との接点が必要なのだろうなというふうに思いますので、よって今議員がご指摘のとおり、コミュニティ・スクールと、それから教育振興会のほうの各地区の会との連携を図れるようにしていかなければいけないと。先日ちょっと別の会でお話ししたところは、ある実践班にはもう子供がいないのだというところも現実あります。そこ辺りのところを行政の立場、それから県内の動きとか、そういうことをその会に伝えつつ何かできるもの、それこそ何かできるものがないのかということで、方向性を、子供の資質、能力、将来に羽ばたけるための教育ができないかということは今後も熟議してまいりたいなと思っております。どうもありがとうございます。

議長 真嶋実君。

2番 よろしく願いいたします。

では、次の項目に移らせていただきます。さきの教育振興基本計画には、文化創造館の改修事業も計画されていましたが、目標年度を過ぎ、本年ようやく改修の運びとなっております。限られた予算の中で大規模改修の英断をされた当局と前の議会の皆さんに、まず敬意を表するものではありませんけれども、一方で計画と施工の時間差により、当町の芸術文化活動が停滞を余儀なくされたことも指摘しなくてはなりません。

中でも、平成16年ということで、町村合併の直前から続いてきた中学校の演劇講座事業では、文化創造館での発表が途切れることとなり、この春湯田中学校を卒業していった生徒たちに、3年間1度も銀河ホールでの舞台発表をさせてあげることができなかったことは残念でなりません。

同基本計画には、西和賀4校交流事業としての音楽発表を通して学校間交流を図るとの記載があります。知と情と体をつなぐ表現教育は、未来を担う子供たちの生きる力を開くものと私は確信しています。そのためにも、音楽に加えて演劇やダンスなど、広く舞台表現の合同発表会のようなものを開催して、当町の全ての児童生徒が一堂に銀河ホールの舞台を踏む機会を創出することが重要だと思いますが、次期基本計画策定に向け、当局の考えを伺います。

議長 教育長。

教育長 小中合同での発表会を通して、表現力を磨く教育の推進についてお答えさせていただきます。

議員のお話のとおり、演劇やダンスなど、広く舞台表現することは、まず生きる力、とりわけ多くの方々と今後子供たちは協働していかなければなりません、それに必要な豊かな表現力の育成につながっていくことは間違いないかなというふうに思っています。さらに、合同で活動することについては、それぞれの学校で行っている学びを共有することができ、同じ世代を生きる者同士の理解につながります。このような機会は、児童生徒相互の活動や存在をリスペクトすることになると考えていますし、また子供たちを支えてくださった方々にとっても、成長を見るよい絶好の機会ではないのかなと思いますし、喜びを感じ得る場となるのは間違いないなと思っております。

そこで、まず今年度は、今までコロナがいろいろありましたけれども、小学校のほうで合同で合唱発表会を行いたいということで、それは

実現します。また、銀河ホールを活用して、今年度まず湯田中学校さんが県の中文連の舞台発表で演劇を披露することになっておりますので、うちの銀河ホールを活用し、練習をし、その成果を沢内中学校の皆さんにも、代表になるのか、全校になるのか、そこはまだ今検討しているところですが、ご参加いただきながら、お互いの今活動しているのを交流を図れることによって、西和賀町という一体感をまた創出する機会にもなるかと思っておりますので、今後もそのような形を計画の中にも随時入れながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 学校現場での教員の労働環境など、多くの課題が指摘されていて、町内で新しい事業を進めるということは非常に大変なご苦労だとは思いますが、他市町村でもやられている事業であり、旧湯田町でも町内の合同発表会というのは実施されていまして。今後ますます少子化の中で、町内の学校が合同でいろいろな事業を進めていくということは、これから大きな課題となると思いますので、前向きの検討をお願いします。

次に、5番目の項目になります。各地区の公民館という仕組みが廃止されましたけれども、前の基本計画にあった生涯学習センター整備というのは、この10年間進んでいるようには見えません。また、生涯学習指導者の養成も課題となっているというのは、今の総合計画等にも書かれていることだったと思います。

これからの生涯学習の場とあり方を考えるとき、既に町内では出前講座等をやっておりますけれども、アウトリーチという考え方、それから地域づくり組織や福祉団体との連携という社会的包摂という視点がこれからの教育を支えていく大きな力となると思いますので、これまでの事業実績の検証、評価、見直しについて、こ

のような視点を持って今後の基本計画検討委員会には取り入れて進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長 教育長。

教育長 生涯学習センター整備についてお答えさせていただきます。

生涯学習センター整備については、住民の主体的な学習活動への指導であったり、助言や、町全体の生涯学習事業を企画運営していくべき中央施設、拠点が必要という観点から、当時小学校が統合した時期でもあり、旧川尻小学校を活用した生涯学習センターの整備の検討がなされたところでした。ところが、設備の活用には建築基準法や消防法など法令上の制約があったり、施設を運営する職員体制などの課題から、見合せてしまったという経緯があり、現在見直しをしているところです。

現在は、銀河ホールを中心に町民教養講座や高齢者大学事業、読書ボランティア養成講座や男女共同参画サポーター研修など、様々な生涯学習事業に取り組んでおりますし、住民の主体的な活動の場としても積極的に利用したいと、させたいと、していただきたいというところで考えているところです。

アウトリーチや社会的包摂の視点からいえば、これまでの事業の実践をやっぱり考えていかなければいけません。幅広い年代の方々が多く参加し、学ぶ機会の確保を含め、身近な各集会所に出向いた企画運営も、まずこれからも必要となってこようと思っております。先日作成しました男女共同参画プランにつきましては、それを実行に移していきたいなというふうに思っているところです。

これまでも、消防署や公民館といった銀河ホール以外の会場での開催や出前講座を実施してきておりますが、今後も引き続きアウトリーチ等の手法、誰一人取り残さないという社会的包摂の視点から運営を考えていく必要があると思っております。

ただ、おっしゃるとおり、事業を推進する中では、生涯学習を推進する指導員の確保が課題となっております。これまでの出前講座は職員が講師となり対応してきましたが、住民の中からも手を挙げて、こういうことができますよという方も出ているところから、そのような団体や講師となる方々の力をお借りしながら、講座やメニュー追加できるように今後していきたいですし、また新たな掘り起こし、他の自治体との連携を図りながら、ほかの地区にも劣らない学習を進めていかなければならないと思っております。

最後になりますけれども、社会福祉協議会との連携で行ってきた社会福祉大会、それから教育振興に係る学習会、芸文協主催の各種伝統芸能の発表、そのほか沢内甚句大会の開催など、このような活動を通して各種団体と協力しながら人材の育成に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 生涯学習センターについては、施設建物ということだけではなく、ネットワークとして考えることが機能していくのには重要かと考えます。

従来公民館は公民館と公民館長という生涯学習課管轄といいますか、中での機能が持たれていたと思いますけれども、ではこれからどこで誰が担うのかというところについて、旧小学校という建物や集落支援センター、集落支援員さんなど、場と人を教育委員会の枠を超えて、先ほど言われた福祉協議会等対外的な組織横断だけでなく、町の中での行政内での組織横断的な活用ということが必要になってくるかと思しますので、そういうことも考えながら次の計画を策定していただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

議長 以上で真嶋実君の一般質問を終結いたし

ます。

ここで1時50分まで休憩いたします。

午後 1時39分 休 憩

午後 1時50分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順8番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。マスクを外してお願いいたします。

6番 議員番号6番、唐仁原俊博です。よろしく申し上げます。私からは、地域おこし協力隊の受入れについて、それから県立西和賀高校の生徒県外募集について、そして映像による情報発信について、以上大きく3つ質問をさせていただきます。

質問に入る前に少しお話をさせていただきますと、私は西和賀町で地域おこし協力隊として3年間働いておりました。平成31年、2019年の4月に着任して、協力隊の任期が終わって2年たち、今町に引っ越してきて5年目になります。

役場では農業振興課でお世話になりまして、いろいろ試して、いろいろ失敗して迷惑をかけてという3年間でしたけれども、任期が終わった後も町に残ることを決め、そしてまたこの4月、無投票でしたけれども、出馬させていただき当選し、今に至っております。

ここに至るまでに、協力隊として赴任してから、町の職員の皆さん、それから町民の皆さん、地域の皆さんに支えられてきました。私は鹿児島島の生まれです。ですので、大分難儀することもあるのですが、生まれが鹿児島で、京都、東京を経由して西和賀までやってきまして、何で協力隊が終わった後も残ったかという、この町はもっとよくなるのではないかと、もっと面白くできるのではないかと考えてのことでした。

今この立場になって、町民の皆さん、それから町長をはじめ役場の皆さん、そして議員の皆さん、それからこれから今後町の外からこの町

に連れてくる人たちと一緒に、まずできることから、そしてちょっと難しそうだけれども、やらなければならないことなどなど、先ほど真嶋議員の話でもありましたけれども、協働の精神で取り組んでいけたらなと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、質問に移ります。私が地域おこし協力隊だったということもあって、今後町でもさらに地域おこし協力隊の活用を進めていければいいなと思っておりますので、その受入れ態勢について質問します。町では、様々な課題の解決に向けて、地域おこし協力隊の受入れを続けています。

まず最初に、現段階での採用人数、それから隊員の主な業務内容について教えてください。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から回答いたします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

現時点の地域おこし協力隊は、隊員4名の配置となっております。

ふるさと振興課に配置している隊員は、地域産品の流通、販売、マーケティングなどに関する活動として、ふるさと納税推進業務全般、寄附者からの問合せや事業者との連絡調整、納税管理システムの運用などに関わりながら事業者サポートに向けた研修活動などに取り組んでもらっております。

農業振興課には2名配置しており、農業に従事する活動として、野菜などの農産物の栽培管理の技術習得や実践、地元農産物を生かす調理技術の研究、地元定着に向けた大型特殊車両や除雪作業免許などの資格取得を含めた活動に取り組んでもらっております。

また、今年度初めて委託型隊員として西和賀産業公社に採用となった協力隊員が1名おります。地域産品の生産、加工、開発などに関する活動として、地域資源の発掘及び普及、PRを

目指しながら、町内産品の販売促進、流通、卸販売に関わり、マーケティング、ブランディングを学ぶ活動に取り組んでもらっているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今年度初めて産業公社に1人隊員を受け入れたということで、昨年度までは隊員は町と雇用を結んで、役場の職員として働く形式になっていました。そこから、今回こうした形で産業公社で協力隊を受け入れるに当たって、どういった議論があったかというのをお聞かせ願えますか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

昨年度までは、地域おこし協力隊の受入れにつきましても、議員おっしゃるとおり、会計年度任用職員として町が採用を行ってまいりました。これまでの町が隊員を直接採用する制度では対応できない事案も出ていたことから、制度を見直して、設置要綱改正により、委託型隊員の受入れ態勢を整えることで、隊員の待遇と活動環境の改善、地域内で地域課題解決に向けた民間人材の確保が必要である地域おこし活動への対応を図ったところです。

委託型隊員の受入れに当たっては、隊員の受皿となる受託者が必要となり、同じ地方創生の取組の枠の中で、地域資源の活用により町の稼ぐ力を最大限に発揮する地域商社機能の立ち上げに向けた検討において、担い手不足と外部人材の活用を課題としていたことから、同じ目標と課題を共有する西和賀産業公社との協議を行い、地域商社機能の実現と地域課題解決に向けた民間人材の確保を目指して、委託型隊員の受入れに連携して取り組んできたところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 これまでの町との雇用だけでなく、そういった委託の形式というのも出てきたことによって、事業者、例えば今回であれば産業公社で

すけれども、そういうところと今まで以上に柔軟に隊員を受け入れたり、町のニーズに合わせて隊員の意向も踏まえて活用できるということではよかったですでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

そういう認識で基本的には間違いのないと思います。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

私が協力隊で来た当初、私2年目からコロナで、なかなか外に出ていきにくかったのですが、その最初の年に町内を回ると併せて県内のいろんな自治体を回って、特にそれぞれの自治体の地域おこし協力隊とかネットワークがつくれたらいいなと思って回っておりました。そのときに、自治体によってその裁量が任されていますので、協力隊をどういうふうに活用するかというのが任されているので、私と同じような形で役場で働く人もいれば、個人事業主のような形で、町と業務委託のような形で働く人もいれば、役場から出向という形で企業で働いている人などいろいろおりました。

それぞれの形式に、どれが一番いいとかということがなく、自治体の実情であるとか、あるいは隊員として来た人の希望であるとか、いろんな状態に合わせて組み合わせたりというのができる状態が望ましいのかなと思っていました。なので、実際やってみるしかないのかなと思っていたので、そういうことにまず手をつけていただいてよかったのかなと思っています。

ちなみになのですけれども、産業公社は第三セクターですが、役場以外、産業公社もしくはほかの町内の事業者、企業などで、協力隊を活用していくということはあるのかどうかというのを、今具体的な計画があれば、それも併せて聞ければと思います。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

委託型隊員の受入れ態勢を整えたことで、隊員の待遇や活動環境の改善、地域内の地域課題解決に向けた民間人材の確保が必要である地域おこし活動への対応が図られることが可能となったということは、先ほど説明してきたとおりですが、隊員の受入先が必要にもなってきているところでございます。

今後受入先を拡大していく考えがあるのかということでございますが、今後は地域おこし協力隊制度のさらなる活用に向けて、事業者の皆さんとの意見交換などを行った上で、制度導入が効果的な事業があれば企画、検討を行っていきたくて考えております。現在募集中の観光や林業のコースは、委託型を活用できる内容も含まれていると考えられますので、関係課と検討を進めていきたくて考えております。

制度の見直しにより、任用型と委託型が選択可能となりましたが、受入先との協議が調うこと、待遇や支援内容、サポートなどに大きな不公平が生じないこと、それから隊員相互の情報交換や交流をサポートする体制などに留意をしながら、本制度の適正な運用に向けて取組を進めていく必要があると考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

では、次の質問に行きたいと思います。次、②から⑤まで、関連があるので、ちょっと続けて聞いていきたいなと思っております。今は、現状とこれからについて、ざっくり伺いましたのですけれども、採用から活動のサポートに関してまで伺っていきます。

昨年の12月ですけれども、国で地域おこし協力隊の制度をやっているのは総務省ですが、総務省が令和8年までに現役の協力隊の数を1万人まで増やすという計画を発表しました。昨年度の時点で、地域おこし協力隊が全国で6,447人ということなので、今の1.5倍に増やすという計画です。そのために国としても、いろいろ制度を整えて募集とか受入れとか、あるいは隊員

の活動のサポート体制、相談する体制を強化するために、国の予算として費用を計上しているということになっています。

全国でそういう流れになるとすれば、西和賀としても今まで以上に活用を進めていくというだけではなくて、人数を増やすということにもなるのかなと思うのですけれども、まず現時点での協力隊の採用人数というのが、町のニーズに対して十分であるかどうか、認識を伺います。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

町では、平成23年度に第1期目の地域おこし協力隊員2名を受け入れて以来、現任者を含めまして28名の隊員を受け入れております。現在も隊員の募集を行っており、観光分野においては、にしわがの魅力発信コースとにしわが満喫体験メニューづくりコース、農林業分野においては森林組合就業コース、産業分野においては地域商社機能強化推進コースで、それぞれ1名ずつ、合計4名の隊員の受入れを目指しているところでございます。

国においても、全国では令和3年度で、先ほど議員もおっしゃっておりますが、約6,000名の隊員が活動しているところですが、地方への新たな人の流れを創出するため、令和8年度には全国の現役隊員数1万人を目標として取組が進められていることから、町においても受入れ態勢やサポート体制の改善を図りながら、この制度のさらなる活用に取り組んでいく必要があるものと考えているものでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。これまで私も役場の中で見ていたときに、募集をかけて応募があることもあれば、ないこともあったと。年によって募集の数がまちまちであり、来る人もまちまちであったという状況かなと思うのですけれども、やっぱり募集をかけるのであれば来てもらいたいし、十分な数来てもらおうと思えば、採用に向けて、募集から採用までのちゃんとり

クルート活動ができないといけないのかなと思っています。

募集、採用活動に関して、現時点で十分になされているかという認識はいかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

町では、地域おこし協力隊の募集に関しては、町のホームページへの募集掲載と、全国向けに一般社団法人移住・交流推進機構が運営する移住・交流サイトJOINへの情報掲載など、関係機関等と連携しながら周知に努めているところでございます。

しかしながら、町が第1期目の隊員を受け入れた平成23年度に、全国で当時は400名程度であった隊員数が、令和3年度には約15倍の6,000名にも膨れ上がっていることから、募集や採用活動の競争が年々激化しており、現時点でも、先ほど申し上げたとおり4つのコースが募集中のままとなっている状況から、募集と採用について対応の見直しが必要と考え、募集方法等について検討を行っているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

次に、協力隊の活動に関するサポートに関して伺っていきます。これまで基本的に役場の職員として雇用されていたわけですが、町の外から来たときに、どちらかといえば一般の企業で働いてきた人が多かったのかなと思っております。そうなると、やっぱり行政の仕組みであるとか、役場とはどういうものかという認識が私もほぼない状態で来たものですから、なるほどという、勉強することがよくありました。あるいは、何か新しくイベントをやろうとか、何か事業に取り組もうというときには、新しく立ち上げるなりのいろんな苦勞があると思っております。

そもそも町内で活動していこうと思えば、町についての知識であるとか、あるいは町民、町

内外の人とのつながりなども広げていかないといけないということで、そのときに隊員個人の行動もさることながら、職員のサポートも必要になってくるころだろうと思います。

かつ、これまで隊員として活躍されてきた人たちの中にも、もともと隊員本人が西和賀生まれで、Uターンで戻ってきた人もいれば、両親とか、あるいは祖父母が西和賀の出身で、何回か遊びに来たことがあって、やってきたとか、あるいは私の場合は、地縁、血縁全くない状態で来たわけですが、そういういろいろなパターンがあるかと思えます。地縁、血縁があれば、土地カンもあるし、地元の人たちとつながりやすい突破口があるかなと思うのですが、それがなくなると、ますますサポートが必要になってくるのかなと思っています。

まず、その基本的な部分の活動に対するサポート、これが今どういうことをやられているかとか、それが十分かということについて伺います。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

これまでの質問でいただいております移住者へのサポートにも通じる話かと思えますけれども、本町における地域おこし協力隊の任期終了後の地元定着率は、令和4年度においては7割程度に向上しており、比較的高い定着率とはなっております。

しかしながら、自己都合も含めて3年の任期満了を待たずに途中で退任された方々もいらっしゃいますので、サポートが必ずしも十分とは言えない部分があったかと思えます。人と人とのことですので、どこまで充実させたとしても十分とは言えないものがあるのではないかと認識しております。

今後においても、地方への新たな人の流れの創出を目指して、さらなる取組が全国的に進められていく状況にあることから、制度のさらなる活用と充実した運用を目指して、国、県等の

関係機関とも連携しながら、受入れ態勢やサポート体制の充実強化を図っていく必要があるものと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。職員の方にサポートしていただく日常生活のことを考えれば、地域の方々も含め、いろいろとサポートしていただいたなど、私も思い返して思うのですが、私が地縁、血縁ない中で来たと言いつつも、ちょっと特殊だったと思うのがありまして、というのが着任した時点で既に町に友人、知人がいたと。職員の今対面している方々の中にも、その時点で既に知り合っている方がいました。というのが、私の場合はもともと最初に町を訪れたのが2012年、平成24年でしたけれども、銀河ホールの学生演劇合宿事業で2012年の夏にこの町を初めて訪れています。それから何となく1年に1度ぐらい遊びに来るようになりまして、そうこうするうちに気づいたら引っ越していたという形になるのですが、だから活動がスムーズに最初スタートが切れたというふうに思っていました。慣れない土地で、最初一人でスタートだったら大変だったかなと思うのですが、ある程度土地カンがあり、ちょっと出かければ友達がいるという状況だったのがよかったなと思っています。ただ単に友達がいればいいかという、そうではなく、地域おこし協力隊のミッションとしては、やっぱり何らかの活動をして実績を出さなければいけないということになると思うのですが、隊員本人と、例えば役場に勤めるのであれば役場、もしくは地域での活動とかイベントに関していえば隊員本人と地域の人たち、そういうふうに間に入っているいろいろとつなげてくれるようなサポートがあれば、よりいいのかなと思っています。単純な活動のサポートというよりも、例えばクッションになるであるとか、あるいは町内を案内するとかもそうですよね。職員の方に案内してもらおうとなると、本来の業務に差し

支えが出ることもあるだろうし、そういう支援するための組織とか制度というのを考えてもいいのかなと思っていて、国の制度としては単純にサポートとかと書いていたりするのですが、その間に入るという意味で中間支援というふうな言い方のほうが適切なのかなと思っています。そういう中間支援を導入していくことによって、隊員の活動がよりスムーズにいったり、あるいは定着率の向上が図れたりするのかなというふうに考えているのですが、そういった仕組みを導入することに関して、いかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

町では現状、議員おっしゃる中間支援に関わる団体等へのサポート業務の委託というものは行っておりませんが、過去において一時期この中間支援を行う企業によるアドバイザーを導入した経緯がございます。活動環境の改善が図られたものと思っております。

今後、地方への新たな人の流れの創出を目指して、さらなる取組が全国的に進められていく中であって、国においても今年度から新たに現役隊員に対する隊員OB、OG等によるサポート体制の強化に向けた経費への財政措置が講じられることに加え、受入れ自治体に対する募集、受入れに関する経費への財政措置が拡充されるなど、隊員、受入れ自治体双方に対するサポートの充実を図る取組が強化されたことを踏まえ、町といたしましても、地域おこし協力隊制度の活用とサポート体制の充実を図ることを目指し、国による財政措置等を活用した受入れサポートの充実を図るため、内部検討や関係者との協議に取りかかろうとしているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今こちらから伺った中間支援のほかにも、募集とか採用活動に使えるお金というのも新たにできたということですが、具体的に中間支援以外にこうい

うことができるのではないかなと想定しているようなことはありますでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 今回の段階では、まだ具体的な検討までは至っておりません。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

西和賀町に関して言うと、やっぱり冬というのがネックでもあり、売りなのかなと思っているところです。なので、そういう冬をアピールするのは一つ手なのかなと思っているのですが、地域おこし協力隊として、基本的には4月から着任するという形が町では一般的ですけれども、町の魅力を伝えて、本応募、実際の応募につなげたりとか、もしくは町と隊員希望者とのミスマッチを防ぐために、試しに町に滞在してもらおうというふうな、そういう仕組みがあります。

これまでもあったのが、おためし地域おこし協力隊というのがありまして、基本的には2泊3日などでプログラムを組んでやるものがありました。さらに、今度地域おこし協力隊インターンという制度ができて、これはもっと長い期間、2週間とか3か月、そのぐらいの期間、試しに来てもらうという制度ができています。

おためし地域おこし協力隊に関しては、これまでも制度としてはあったのですが、町では実行がされていなかったと思いますが、その理由と今後の方針を伺えればと思います。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

国では、令和8年度に現役隊員1万人の目標を掲げており、応募者数の増加が急務となる中、令和元年度に、繰り返しになりますが、おためし地域おこし協力隊、令和3年度には地域おこし協力隊インターンといった制度ができました。

おためし地域おこし協力隊は、2泊3日の短期間において地域の見学、行政や地域関係者との顔合わせ、地域協力活動の実地体験などを行

う制度です。また、地域おこし協力隊インターンは、2週間から3か月程度の期間で、地域おこし協力隊と同様の地域協力活動を行うものがあります。

本町では、お試し体験やインターンのプログラム作成、受入れ時の人的体制などの課題、それから住宅や活動場所などの受入れ環境の確保が難しかったことから、これまではこうした制度活用を見合せてきたところがございます。しかしながら、全国的にも取組が活発化している中で、本町においても制度のさらなる活用による取組強化が必要であり、現に応募者数も少ない状況にあること、また本町の厳しい冬場の生活を体験してもらう必要もあるのではないかと思われることから、これらの制度の活用に向けて検討していきたいと考えているところがございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。一番雪が降るとなれば、やっぱり1月の中旬とかに来てもらえれば、まず間違いなく、無理だという人は無理だと言うかもしれないし、これは楽しそうだという人もいるかもしれないなと思っています。

できることなら、来年度に向けての採用のフローを何となく一貫して考えると、このおためしとかインターンの設計、それから募集、実施、その後本格的な募集とかと考えると、9月の補正で通ったらいいなと思ったのですけれども、なかなか難しいだろうなと思いつつあります。

いずれにいたしましても、まず先ほどおっしゃった実行できる体制が整ったのならば、試しにやってみるということをぜひお願いしたいなと思っています。

では次、2番、県立西和賀高校の県外募集、いわゆるふるさと留学事業についてお尋ねします。町では、県教育委員会と県立西和賀高校、そして地域と協力しながら、県外から入学志望者を受け入れる、いわゆるふるさと留学事業を実施しております。

まず、当該事業開始からこれまで、受入れや問合せの状況について伺えればと思います。

議長 学務課長。

学務課長 西和賀ふるさと留学生の受入れ、問合せ状況についてお答えいたします。

西和賀町の地域資源等を活用し、体験的な活動及び協働した地域振興を高校生活の中で積極的に体験できるよう、全国から西和賀高校への入学生を受け入れる西和賀ふるさと留学生を令和4年度入学生から募集を行ってまいりました。

令和4年度、令和5年度入学においては、残念ながら入学実績はありませんが、これまで東海地方、関東圏、東北の中学生、保護者から複数問合せを受けており、実際に東海地方の中学2年生の親子は、昨年西和賀町に来町して、学校や町内を見学しています。

これまでの問合せ等につきましては、中学3年生というよりは、まだ考える時間がある中学1、2年生の親子が多い傾向にあると感じております。

なお、昨年度までは、男子生徒の受入れ態勢に課題がありましたけれども、今年度からは新たに男子学生寮を整備することができております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ちなみに、今年度既に町のホームページなどで、西和賀ふるさと留学生の募集を開始されていますけれども、申込みの期限が今年の12月22日と大分先なのですけれども、今のところ反響などはどうでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 現時点での反響についてお答えいたします。

引き続き問合せを受けている中学生、保護者には、情報提供等に努めてまいりたいと存じますし、今年度に入ってから、夏の一日体験入学に関心を持っている関東圏の親子からの問合せ等も受けているところです。

6月からオンライン説明会が始まってまいりますので、具体的に反響が出てくるのは、6月から9月にかけてであると思いますので、この状況等につきましては、議員の皆さんにも議会等を通じて報告していきたいと考えているところです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。これまで問合せはあったということですので、どのようなことを期待して西和賀高校に来てみようかなというふうに思っているのかというのは、どうでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 これまでの感想にはなりますけれども、小規模校であっても、自然豊かで落ち着いた環境で学びたい、高校生活を送ってみたいと意見を述べる生徒は多いですし、雪についても魅力的で体験してみたいと感じているとプラス要素の意見を述べる生徒が多いのかなと思っているところです。西和賀の環境を好感的に捉えている生徒、保護者はあると感じているところです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。先ほど関東とか東海から問合せがあったということで、遠方から問合せが入っているということですので、これから先が楽しみだなと思うのですけれども、ただ同時に、例えばそういう関東とか東海の人たちとか、学校どこへ行ってみようかなというときに、西和賀高校とは調べないわけですよ。だから、そういうふるさと留学のような制度がある高校はどこだろうという中で見比べて、面白そうなところを選んで行くのかなと思うのですけれども、ネットでの情報発信というのがやっぱり欠かせないと思うのですけれども、先ほど6月に、そういう場があるというのがありました、ほかに活動予定等ありますでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 情報発信の活用予定についてお答えいたします。

全国で県外募集に取り組んでいる高校が集い、PR活動を展開する地域みらい留学に、昨年度から西和賀高校も加入しています。メインは、6月から9月にかけてのオンライン説明会の開催、9月には東京で対面の説明を行うなど、全国で関心のある生徒、保護者への情報発信を行うこととなります。

初年度の昨年参加した感想としては、学校の魅力等の説明において、学校の様子、ボートなどの特色ある部活動、西和賀町のよさを伝えるためには、動画での情報発信が有効であると感じています。

このことから、今年度は西和賀高校PR動画作成業務委託料を予算化し、現在動画作成に取り組んでいる状況で、随時オンライン説明会でも活用していきたいと考えておりますし、YouTubeへの掲載も予定しているところです。今年度は、動画等を取り入れたオンライン説明、YouTubeなどの情報発信に力を入れていきたいと考えているところです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。動画での発信のお話をいただいたので、よかったなと思っているのですが、ちょっと前のデータですが、2021年に調査されたデータなのですが、モバイル社会研究所というところがやったデータで、これは関東なのですけれども、小学生、中学生がYouTubeをどのくらい見ているかという調査をしたところ、毎日1時間ぐらいという小学生が33%、中学生は30%、中学生のほうが割合が低いのかなと思ったら、毎日2時間よりも多いというふうに答えた小学生が19%、中学生が29%だったと。とんでもない動画を見ているわけですが、これはコロナの時期だったということもあるかと思いますが、動画を見ることが物すごく一般的になってきているので、西和賀の魅力、あるいは西高の魅力であるとか、

高校生活、こういうのが送れるぞという、いろいろなアピールできる動画があればいいのかなと思います。

次に、4番ですけれども、県外から町内に引っ越してもらおうのがふるさと留学生の原則になりますけれども、先ほど男子寮を整備できたというお話でしたけれども、現状で男子、女子、何名が入れる状態になっていて、実際何名が入っているかというのを教えていただけますか。

議長 学務課長。

学務課長 学生寮の整備状況についてお答えいたします。

西和賀高校の学生寮については、男子、女子ともに湯本地区内に整備され、運営がなされているところです。女子の学生寮につきましては、これまでも湯本地区の旧旅館施設を社会福祉法人の光寿会さんに運営していただいておりますし、男子学生寮につきましては、新たに施設整備をしていただいた旅館一城さんに運営をお願いしております。

今年度は、男子、女子ともに3人ずつ入寮しており、宮古市や横手市、北上市でも地理的に通学に時間を要する生徒が利用しております。男子、女子とも、温泉のあるとても快適な施設を準備することができておりますので、県外募集等においてもアピールポイントになると認識しているところです。

今は、1室1名利用ですけれども、人数が増えた場合は1室2名も考えられると思います。現状の学生寮としては、男女を合わせると最大で20名弱の利用は可能だと考えているところです。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。20名入れるとなったら、20名入れたいなという気持ちにもなるのですけれども、この事業について、今後の展望に関してお聞かせ願えればなと思います。

議長 学務課長。

学務課長 今後の展望についてお答えいたします。

男子学生寮も整備することができ、受入れに関する課題がなくなったことから、来年度入学の西和賀ふるさと留学生につきましては、実績を残せるよう、高校、関係団体とも連携して努力してまいりたいと存じます。

課題としては、これまでも議会等で意見をいただいているところでありますけれども、全国から見た視点での西和賀高校の特筆できる魅力の発信であると思います。部活動ではボート部、地域連携による商品開発、雪体験などの要素はありますけれども、意欲を持って西和賀高校に入学してもらえるような情報発信に努めてまいりたいと思いますし、今後のオンライン説明会、対面説明会、ユーチューブ発信の反響等を踏まえながら、随時改善、工夫を図って対応していきたいと存じます。

今後の受入れ人数等につきましてですけれども、こちらの部分につきましては、県外募集のニーズ、そして地元学区内からの応募状況等を踏まえての判断になると考えているところです。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。外から西和賀町に来てくれる生徒がいれば、その生徒本人にとってもいい体験になるだろうし、あるいは町で生まれて西高に進学した子たちにとっても、新たな刺激になるだろうし、高校生だけではなく、町の人たちにとっても、いろいろ刺激になるのではないかなと思っているので、今年度ぜひ実績をお願いします。

最後、3番目なのですが、映像を用いたの情報発信です。先ほども言いましたけれども、もう写真とかよりも動画を見るぐらいの勢いで若い人は動画を見ているのですけれども、スマホがあれば動画を撮れるし、それをユーチューブにアップするということもできるのですけれども、本格的な映像制作というのも、町で

はまだまだ必要なのかなというふうに思っています。

昨年度は、町の除雪隊の動画を制作されましたね。それを町外の人に見せたときに、うちの町の状況、5,000人を切っている町で、山奥にあってというのしか知らなかった人が見たときに、すごく驚いておりました。なかなかああいう映像が撮れる町はないだろうから、しかも仕事のPRにつながる動画ということで、非常によかったのではないかなと思っています。

先ほど西和賀高校に関しては、PRにつながるような動画を作成されるということでした。今後観光に関してもPRの動画、これまでも撮影されてきたものとかもあると思うのですが、さらに新しいお店ができたりとか、新しい事業者が生まれたりとか、そういうのも入れていってPRになる動画をつくったりとか、そういうことも必要なかなと思っています。

いろいろ動画をつくっていかなければいけないのだけれども、その主体は個々の事業者がつくることもあれば、町のほうからこういうものをつくって下さいということもあると思うのですが、映像を継続的に町内で制作ができるという体制ができれば、映像をつくるときに、町の外にお金を払って来てもらってというのではなく、町の中にお金が落とせるのかなというふうに思っています。

今どういうふうにしていくという具体的なところまではいかないと思うのですが、継続的に動画を制作し、それを町内の事業者に発注しということができていけばいいなと思うのですが、これについてはどうでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

最初の情報発信について、私自身もまだまだ十分ではないなというふうに思っているところでございます。

また、動画の話をいろいろいただきました。動画につきましては、議員のお話にもありまし

たが、以前国のほうの助成制度を利用して、テレビを媒体として数年にわたり取り組んだ経緯があります。また、その制作されたコンテンツは現在もユーチューブで見られる状況にはございます。ただ、町のほうではまだ公式SNSが有効かと思いますが、公式SNSを有している状況にはございません。SNSにつきましては、議員詳しいところでございますけれども、今お話ありましたように、若い方々へのアプローチの手段として非常に効果的であり、また情報の訴求力、拡散力というものは大変優れているというふうに思っております。ただ、SNSの活用にあたりましては、大きいメリットがある一方、ちょっと注意しなければいけないとか、デメリットもあるのかなというふうに思っております。SNSの活用を始める前の準備といたしまして、町が公式運用をするための検討ガイドラインなどを定めておく必要があるものというふうに思っております。また、より効果を上げるためには、運用体制や運用方法を整備するとともに、町内でもSNSを活用し、今いろいろお話ありましたように、優れた情報発信で大きな成果を上げられている方々も多くいらっしゃいますので、そういう方々のお力をいただいたり、町と協働させていただきながら、取組を進めていきたいと思っております。

一般論でありますけれども、私自身としましては町内でできることは町内でやっていくと、またそれが町外の方から見て魅力になるということであれば、なおさらだというふうに思っておりますので、お話のような線でいろいろお力をいただきながら取組をさせていただければと思っております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。PRとか、動画を撮影したりとかというのは、一回こっきりではなくて、やってみて、そのフィードバックをやって、どんどんよくしていければいいのかなと思っています。協力隊の受入れ態勢にして

もそうですし、西高の生徒に関してもそうだと思うのですが、めげることなく、どんどんいいふうにしていけたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上です。

議長　以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結いたします。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は、条例補正予算等を審議する予定でありますので、よろしく願いいたします。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでございました。

午後　２時４０分　散　　会